

住宅用家屋証明 必要書類一覧表

このような場合に登録免許税が軽減		このような書類等が必要
所有権の保存登記	・新築されたもの	・登記申請書（登記簿謄本又は抄本） ・登記済証（登記完了証） ・住民票 いずれか 持ってこられた書類に新築年月日の記載が無い場合は、新築年月日がわかる書類も必要。（登記申請書の写しなど）
	・建築後使用されたことのないもの	・登記簿謄本又は抄本 ・建築確認通知書及び検査済証 ・登記済証 ・売買契約書、又は売渡証書 ・建築後使用されたことのない証明（未使用証明） - 直前の所有者 - 家屋売買の代理者 - 宅地建物取引業者 ・住民票 いずれか いずれかによるもの
	○住宅取得資金の貸付等に係る 抵当権の設定登記	上記の書類の他に ・抵当権設定契約証書、又は金銭消費貸借契約書
所有権の移転登記（売買・競落のみ）	・建築後使用されたことのないもの	・登記簿謄本又は抄本 ・建築確認通知書及び検査済証 ・登記済証 ・所有権譲渡証明書及び承諾書 ・売買契約書、又は売渡証書 （競落の場合は、代金納付期限通知書）等 ・建築後使用されたことのない証明（未使用証明） - 直前の所有者 - 家屋売買の代理者 - 宅地建物取引業者 ・住民票 いずれか いずれかによるもの
	・建築後使用されたことのあるもの	・登記簿謄本又は抄本 ・売買契約書、登記原因証明情報、又は売渡証書。ただし、取得日がわかるもの （競落の場合は、代金納付期限通知書）等 ・住民票 ・貸付けに係る金銭消費貸借契約書等 ・昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合（令和4年4月1日以後に取得する場合に適用）地震に対する安全性を証する書類 ・耐震基準適合証明書 ・住宅性能評価書の写し ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 いずれか
	○住宅取得資金の貸付等に係る 抵当権の設定登記	上記の書類の他に ・抵当権設定契約証書、又は金銭消費貸借契約書
☆特定の増改築等されたもの		・登記簿謄本又は抄本 ・登記済証 ・住民票 ・売買契約書、売渡証書等 ・増改築等工事証明書 - 以下は必要に応じて提出ください。 ・耐震基準適合証明書、又は住宅性能評価書等 ・建築確認通知書及び検査済証 ・昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合（令和4年4月1日以後に取得する場合に適用）地震に対する安全性を証する書類 ・耐震基準適合証明書 ・住宅性能評価書の写し ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 ・建築確認通知書及び検査済証 いずれか いずれか

その他

まだ入居されていない場合 （入居済みを原則としているが、何らかの事情でまだ入居できないでいる場合）	入居できない旨の申立書
特定認定長期優良住宅の場合	認定通知書（原本提示）
認定低炭素住宅の場合	低炭素建築物新築等計画認定通知書（原本提示）

※太字（ゴシック）の書類は原本を添付、他はコピー可